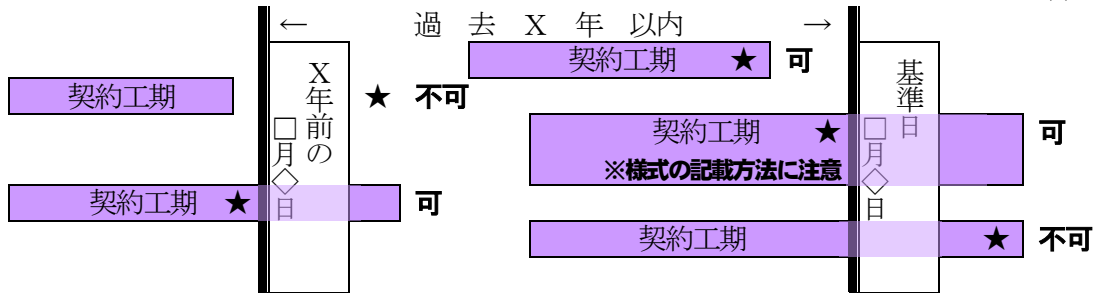


# 測量等委託業務総合評価方式 様式関係記載留意事項

## § 1 共通

- 1 記載事項の基準日は開札日を基本とします。
- 2 記載に当たっては、評価項目の内容、評価基準、記載留意事項等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。
- 3 提出様式の記載文字の大きさに関する指示や枚数の指定が守られていない場合、当該様式全体または当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 4 提出様式中記載がない項目については当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 5 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合（電子入札の場合は添付されていない場合）、様式第1号に記名がない場合は入札を無効としますので注意してください。
- 6 基準の中で表現されている「履行実績」等については、履行が完了した期日等をもって判定します。履行が完了した期日とは、契約工期としますが、契約工期が基準日以降でかつ竣功検査日（合格したものに限り）が基準日以前の場合は、竣功検査日とします。

★：竣功検査日



「※様式の記載方法に注意」と記載した事例に該当する場合、様式の「工期」欄に記載する工期の終期は、竣功検査年月日を記載してください。

- 7 業務実績の契約金額は消費税込みとしてください。
- 8 複数の業務種別からなる業務（例：測量設計業務など）については、主たる業務種別（入札公告の発注種別の欄に最初に記載してある種別。例：地上測量、土木設計と記載してある場合は地上測量。）で評価します。
- 9 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。
- 10 土木事務所管内とは次の19区分をいいます。

建設事務所管内	土木事務所管内（19区分）	管轄市町村
県北建設事務所	県北建設事務所 (保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。)	福島市、川俣町
	保原土木事務所	伊達市、桑折町、国見町
	二本松土木事務所	二本松市、本宮市、大玉村
県中建設事務所	県中建設事務所 (三春土木事務所、須賀川土木事務所、石川土木事務所管内を除く。)	郡山市
	三春土木事務所	田村市、三春町、小野町
	須賀川土木事務所	須賀川市、鏡石町、天栄村
	石川土木事務所	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

県南建設事務所	県南建設事務所 (棚倉土木事務所管内を除く。)	白河市、西郷村、泉崎村、 中島村、矢吹町
	棚倉土木事務所	棚倉町、矢祭町、埴町、 鮫川村
会津若松建設事務所	会津若松建設事務所 (宮下土木事務所管内を除く。)	会津若松市、会津坂下町、 湯川村、会津美里町
	宮下土木事務所	柳津町、三島町、金山町、 昭和村
喜多方建設事務所	喜多方建設事務所 (猪苗代土木事務所管内を除く。)	喜多方市、北塩原村の一部、 西会津町
	猪苗代土木事務所	猪苗代町、磐梯町、 北塩原村裏磐梯方面
南会津建設事務所	南会津建設事務所 (山口土木事務所管内を除く。)	下郷町、南会津町(東部)
	山口土木事務所	檜枝岐村、只見町、 南会津町(西部)
相双建設事務所	相双建設事務所 (富岡土木事務所管内を除く。)	相馬市、南相馬市、新地町、 飯館村
	富岡土木事務所	広野町、檜葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村
いわき建設事務所	いわき建設事務所 (勿来土木事務所管内を除く。)	いわき市(勿来地区、田人地 区、遠野地区を除く)
	勿来土木事務所	いわき市(勿来地区、田人地 区、遠野地区)

- 1 1 確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。(落札候補者にならなかつた場合、確認書類の提出の必要はありません。)  
なお、確認書類の提出は、入札執行権者が追加で提出を求める場合を除き、原則1回とし、訂正、差替え、再提出は認めません。確認書類で申請内容の確認ができない場合は、減点します。
- 1 2 記載に当たって不明な点等がある場合には、入札公告に記載の問い合わせ先に問い合わせ願います。

## § 2 様式第1号関係(技術提案書)(簡易型・標準型)

項 目	記 載 留 意 事 項
住所 商号又は名称 など	<p>1 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合(電子入札の場合は添付されていない場合)、様式第1号に記名がない場合は入札を無効としますので注意してください。</p> <p>2 評価項目の一つである「入札参加者の所在地」は、様式第1号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>3 様式第1号の代表者氏名と、入札書に記載する(電子入札にあつてはICカードに登録された)代表者氏名(以下「入札書の代表者氏名」という。)は同一としてください。なお、電子入札にあつて入札書の代表者氏名と様式第1号にある代表者氏名が異なる場合、入札書の代表者氏名から入札参加者の所在地(本店・支店等)を判断し、評価を行います。(詳しくは入札監理課HP内の「電子入札で行う総合評価方式に係る入札参加者の所在地</p>

	<p>の取扱いについて（お知らせ）を確認願います。）</p> <p>4 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」「電話番号」は入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）について記載してください。</p>
--	--

### § 3 様式第6号関係（企業の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
同種・類似業務の実績  （企業の実績）	<p>1 用紙はA4サイズ1枚（片面）とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>2 過去10年以内における当該業務の同種・類似業務の履行実績（§ 1 共通 8参照）を評価します。なお、該当する履行実績がない場合は記載不要です。            業務内容によっては、評価対象期間や評価対象件数が変わる場合がありますので、<u>測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）</u>をよく確認してください。</p> <p>3 測量、調査、土木設計業務の実績については、公共工事に関する業務の履行実績を評価対象とします。            なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>4 建築設計業務の実績については、上記に加え、民間発注業務の履行実績も評価対象とします。</p> <p>5 複数の業務からなる業務（例：橋梁詳細設計と道路詳細設計を一つの業務で実施した場合など）の履行実績については、主たる業務が同種・類似業務に該当すれば評価対象となります。（主たる業務でない場合は、評価対象となりません。）</p> <p>6 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。（再委託業務は評価対象としません。）</p> <p>7 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>8 <u>測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）</u>で設定されている同種・類似業務の要件を満足していることがわかる内容を「業務の概要」欄に記載してください。定量的要件（例：路線測量 L=〇〇km 以上など）が設定されている場合は、これを満足していることがわかるよう定量的内容（例：路線測量 L=△△km など）も記載してください。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>同種・類似業務の実績 (企業の実績)</p>	<p>9 標準型の場合、様式第9号(その2)「4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績」に該当する業務は必ず記入してください。</p> <p>10 「業務の概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>11 加点対象となる件数以上は記載しないでください。</p> <p>12 同種業務の履行実績を類似業務より優先して評価します。</p> <p>13 同種・類似業務の何れに分類されるかは各発注機関が審査します。</p> <p>14 実績報告があっても、審査の結果によっては同種・類似業務どちらにも該当しない場合があります。</p> <p>15 <b>確認のための提出書類</b>は、テクリスの写しとします。テクリスでの証明が困難な場合は、契約書、切抜設計書、図面等も提出してください。</p>
<p><u>業務成績</u></p>	<p>1 加点対象は、<u>過去10年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似業務(定量的要件が設定されている場合、これを満たす場合に限る)において、業務成績評定が80点以上の業務実績が加点対象となります。</u></p> <p>2 <u>竣功検査年月日で判断します。</u>  <u>なお、対象期間に竣功検査を実施しているにも関わらず、委託業務等成績評定表が届いていない場合は、当該発注機関にお問い合わせください。</u></p> <p>3 <u>業務全体に対する評定である「業務評定」の点数で評価します。</u></p> <p>4 <u>企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。該当がない場合は記載不要です。</u></p> <p>5 <u>「業務番号・業務名」欄に記載する業務番号は、該当業務の委託業務等成績評定表において工事番号又は契約番号として記載されている番号です。</u></p> <p>6 <u>確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項①：委託業務番号が記載されているか。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項②：工期は、過去10年以内に履行が完了したものか。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項③：業務成績が、80点以上に該当するか。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項④：業務概要欄に、当該業務と同種・類似と判断できる実績及び業務数量(設定された定量的要件(業務実施数量以上))が記載されているか。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認書類：テクリスの写し。(同種・類似業務内容の確認)</u>  <u>テクリスでの確認が困難な場合は、契約書、切抜設計書、図面等も提出してください。</u></p>
<p><u>優良委託業務表彰</u></p>	<p>1 <u>加点対象は、過去10年度以内に福島県発注の同種・類似業務(定量的要件が設定されている場合、これを満たす場合に限る)において、優良委託業務表彰の受賞実績(福島県知事が表彰したものに限り。)が対象となります。</u></p> <p>2 <u>企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限り。)の実績も評価対象とします。</u></p>

項 目	記 載 留 意 事 項													
優良委託業務表彰	<p>3 <u>過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度の県優良工事表彰実績を対象とします。なお、当該年度の表彰後は、当該年度の表彰実績も評価の対象に加えます。</u>  <u>竣工した年度ではなく、表彰を受けた年度で判断しますので注意してください。</u></p> <p>4 <u>確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項①：受賞年度が過去10年度以内か。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項②：業務概要欄に、当該業務と同種・類似と判断できる実績及び業務数量（設定された定量的要件（業務実施数量以上））が記載されているか。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認書類：不要。</u></p>													
品質管理能力	<p>1 入札参加者が ISO9001 の認証を取得している場合に加点されます。</p> <p>2 <u>確認のための提出書類</u>は、経営事項審査結果で確認するため不要ですが、経営事項審査結果で確認できない場合は、<u>認証書や決定通知書の写しを提出してください。</u></p>													
ふくしまME資格保有	<p>1 加点対象は、<u>ふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に加点されます。</u></p> <p>2 <u>企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）のいずれかにふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に評価対象とします。</u></p> <p>3 <u>当該評価項目での評価は、基礎コース又は上位コース（防災又は保全コース）のいずれかとします。</u></p> <p>4 <u>評価対象となる上位コース（防災又は保全コース）は発注業務毎に異なります。当該業務で評価対象となる上位コース（防災又は保全コース）は測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）の特記事項で確認してください。</u></p> <p><u>設定例</u></p> <table border="1" data-bbox="539 1442 1433 1872"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1442 655 1503"><u>対象コース</u></th> <th data-bbox="655 1442 852 1503"><u>対象施設</u></th> <th data-bbox="852 1442 1321 1503"><u>業務内容</u></th> <th data-bbox="1321 1442 1433 1503"><u>発注種別</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1503 655 1682">防災</td> <td data-bbox="655 1503 852 1682"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>下記（保全コース対象施設）以外の施設等</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="852 1503 1321 1682"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>道路改良工、築堤工、護岸工、埋立護岸工、砂防えん堤工、擁壁工、落石防護柵工、カルバート工、シェッド工、トンネル工、用水路工、谷止工、杭工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="1321 1503 1433 1682" rowspan="3">           調査 ・ 測量 ・ 設計         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1682 655 1872" rowspan="2">保全</td> <td data-bbox="655 1682 852 1765"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="852 1682 1321 1765"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁下部工、橋梁補修工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1765 852 1872"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>舗装（道路、堤防、空港等）</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="852 1765 1321 1872"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>舗装工（アスファルト、コンクリート）、舗装補修工、路上再生路盤工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 <u>発注する業務内容に両方の上位コースの対象施設があり、両方の上位コースを評価対象に設定している場合、いずれかの上位コースの認定を受けている技術者がいれば評価対象とします。</u></p> <p>7 <u>次の工事に関する内容のみの委託業務の場合、上位コースの評価は対象</u></p>	<u>対象コース</u>	<u>対象施設</u>	<u>業務内容</u>	<u>発注種別</u>	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>下記（保全コース対象施設）以外の施設等</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>道路改良工、築堤工、護岸工、埋立護岸工、砂防えん堤工、擁壁工、落石防護柵工、カルバート工、シェッド工、トンネル工、用水路工、谷止工、杭工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul>	調査 ・ 測量 ・ 設計	保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁下部工、橋梁補修工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>舗装（道路、堤防、空港等）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>舗装工（アスファルト、コンクリート）、舗装補修工、路上再生路盤工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul>
<u>対象コース</u>	<u>対象施設</u>	<u>業務内容</u>	<u>発注種別</u>											
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>下記（保全コース対象施設）以外の施設等</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>道路改良工、築堤工、護岸工、埋立護岸工、砂防えん堤工、擁壁工、落石防護柵工、カルバート工、シェッド工、トンネル工、用水路工、谷止工、杭工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul>	調査 ・ 測量 ・ 設計											
保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>橋梁下部工、橋梁補修工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>舗装（道路、堤防、空港等）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>舗装工（アスファルト、コンクリート）、舗装補修工、路上再生路盤工等に伴う、調査、測量及び設計委託業務等</u></li> </ul>												

項 目	記 載 留 意 事 項
ふくしまME資格保有	<p><u>外とします。</u></p> <p><u>解体や撤去工事のみの場合、（維持管理を目的とする）堆砂除却工事のみの場合、工場製作のみ（運搬含む）の場合、福島県請負工事成績評定対象外工事の場合など（詳しくは、当該業務の測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）を確認してください）</u></p> <p>8 <u>上位コース（防災又は保全コース）の認定を受けている技術者は、基礎コースの評価対象とします。</u></p> <p>9 <u>確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認事項：基礎コース又は上位コース（防災又は保全コース）のいずれかに該当するか。</u>  <input type="checkbox"/> <u>確認書類：ふくしまMEの認定証</u></p>

#### § 4 様式第7号関係（配置予定技術者の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
共 通	<p>1 用紙はA4サイズ1枚（片面）とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>2 業務種別及び技術者種別により様式が分かれていますので注意してください。誤った様式を提出した場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>3 簡易型においては、管理技術者又は主任技術者のみが評価対象です。（様式第7号-1-1【土木設計、測量、調査業務】又は様式第7号-1-2【建築設計業務】）</p>
<u>資格の保有</u> (配置予定技術者)	<p>1 当該業務に配置を予定している技術者を記載して下さい。記名がない場合、配置技術者の全ての項目を評価しません（0点）。</p> <p>2 建築設計業務以外の場合、技術士、技術士補又はRCCM（いずれも登録者のみ）に加え、業務内容によって、測量士（資格保有期間の条件あり）、農業土木技術管理士又は地質調査技士が評価対象資格となる場合がありますので、<u>測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）をよく確認してください。</u></p> <p>3 建築設計業務の場合、管理技術者については一級建築士（資格保有期間の条件あり）又は二級建築士（資格保有期間の条件あり）を評価します。</p> <p>4 <u>確認のための提出書類</u>は、資格証の写しとします。技術士の科目の確認が必要とされる場合は、技術士登録等証明書の写しも提出してください。</p>
技術研鑽に関する取組み	<p>1 <u>上記「資格の保有」で対象とする資格を保有している場合で、CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合に評価対象となります。</u></p> <p>2 <u>1年以上の継続とは、上記の資格を保有後、CPD制度への加入（登録）又はポイントの初回取得が1年以上前であり、かつ直近のポイント取得が過去1年未満の間である場合とします。</u></p>

項 目	記 載 留 意 事 項
技術研鑽に関する取組み	<p>_____ ポイント取得日は、ポイント取得の対象となっている学習（講習会の受講等）を行った日とします。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>評価対象となる資格保有(取得) <math>\odot</math>      CPD制度への加入(登録)又はポイントの初回取得 <math>\bullet</math></p> <p>1年以上前      ← 1年未満の間 →</p> <p>1年前の日      直近のポイント取得 <math>\bullet</math>      基準日</p> <p>□月◇日      □月◇日</p> </div> <p>3 <b>確認のための提出書類</b>は、登録証、証明書、受講証（ポイント取得の対象となっている講習会等であることが確認できるものを添付）等その他客観的にCPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得していることがわかるもの（写し可）とします。</p>
同種・類似業務の実績  (配置予定技術者の実績)	<p>1 現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去5年以内における当該業務の同種・類似業務の履行実績（§1共通 8参照）があった場合に評価対象となります。なお該当する履行実績がない場合は記載不要です。</p> <p>業務内容によっては評価対象期間が変わる場合がありますので、_____ 測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）をよく確認してください。</p> <p>2 配置技術者の種別は問いません。例えば、管理技術者について、照査技術者としての実績や担当技術者としての実績も評価対象となります。</p> <p>3 測量、調査、土木設計業務の実績については、公共工事に関する業務の履行実績を評価対象とします。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>4 建築設計業務の実績については、上記に加え、民間発注業務の履行実績も評価対象とします。</p> <p>5 複数の業務からなる業務（例：橋梁詳細設計と道路詳細設計を一つの業務で実施した場合など）の履行実績については、主たる業務が同種・類似業務に該当すれば評価対象となります。（主たる業務でない場合は、評価対象となりません。）</p> <p>6 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。（再委託業務は評価対象としません。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>7 _____ 測量等委託業務総合評価点評価基準（別記2）で設定されている同種・類似業務の要件を満足していることがわかる内容を「業務の概要」欄に記載してください。定量的要件（例：路線測量L=〇〇km以上など）が設定されている場合は、これを満足していることがわかるよう定量的内容（例：路線測量L=△△kmなど）も記載してください。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>同種・類似業務の実績 (配置予定技術者の実績)</p>	<p><u>8</u> 「業務の概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p><u>9</u> 測量、調査、土木設計業務の各配置技術者（管理技術者、主任技術者、照査技術者、社内審査員）については評価対象を1件とし、建築設計業務の管理技術者については評価対象を3件とします。</p> <p><u>10</u> 同種業務の履行実績を類似業務より優先して評価します。</p> <p><u>11</u> 同種・類似業務の何れかに分類されるかは各発注機関が審査します。</p> <p><u>12</u> 実績報告があっても、審査の結果によっては同種・類似業務どちらにも該当しない場合があります。</p> <p><u>13</u> <b>確認のための提出書類</b>は、テクリスの写しとします。テクリスでの証明が困難な場合は、契約書、切抜設計書、図面等も提出してください。</p>
<p>業 務 成 績</p>	<p>1 現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去4年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）における、福島県発注業務での評価75点以上の実績を評価対象とします。なお、該当する実績がない場合は記載不要です。</p> <p>2 測量、調査、土木設計業務の場合は、技術者に対する評価である「技術者評価」で評価します。配置技術者の種別は問いません。例えば、管理技術者について、照査技術者としての実績や担当技術者としての実績も評価対象となります。</p> <p>3 建築設計業務の場合は、業務全体に対する評価である「業務評価」で評価します。ただし、管理技術者又は担当主任技術者（管理技術者の下で、当該分野の業務を担当する技術者のなかで統括する役割をになう者。）として携わった業務に限ります。</p> <p>4 「業務番号・業務名」欄に記載する業務番号は、該当業務の委託業務等成績評価表において工事番号又は契約番号として記載されている番号です。</p> <p>5 「業務の概要〔配置技術者の種別（携わった立場）〕」欄の〔 〕に、配置技術者の種別（携わった立場）を記載してください。建築設計業務の担当主任技術者については、分野がわかるよう記載してください。（例：構造担当主任技術者）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>6</u> <b>確認のための提出書類</b>は、該当業務の委託業務等成績評価表の写しとします。</p>
<p>地 域 精 通 度 (管内、県内における業務実績)</p>	<p>1 記載は1件のみとします。</p> <p>2 測量、調査、土木設計業務の各配置技術者（管理技術者、主任技術者、照査技術者、社内審査員）については、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、過去10年以内の当該業務箇所と同一の管内（建設事務所管内）</p>



項 目	記 載 留 意 事 項
<p>地 域 精 通 度</p> <p>(管内、県内における業務実績)</p>	<p>を単位とする。) 、県内での履行実績 (§ 1 共通 8 参照) が評価対象となります。</p> <p>なお、<b>建築設計業務の管理技術者については、過去5年以内</b>となりますので注意してください。</p> <p>3 実績については、業務の内容は問いません。(同種、類似業務に限定しません。)</p> <p>4 実績が測量、調査、土木設計業務の場合は、公共工事に関する業務に限ります。</p> <p>なお、ここでのいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>5 実績が建築設計業務の場合は、上記に加え、民間発注業務も可とします。</p> <p>6 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。(再委託業務は評価対象としません。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>7 「業務の概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>8 管内実績を県内実績より優先して評価します。</p> <p>9 当該業務が複数管内に関係する場合、関係する管内は全て評価対象とします。</p> <p>10 県内一円を対象とした業務においては、県内実績を1.0点の評価対象とします。</p> <p>11 <b>確認のための提出書類</b>は、契約書等とします。</p>

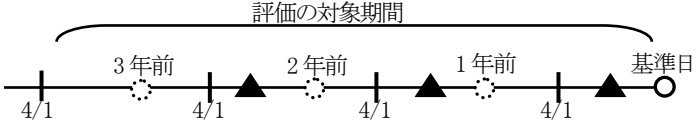
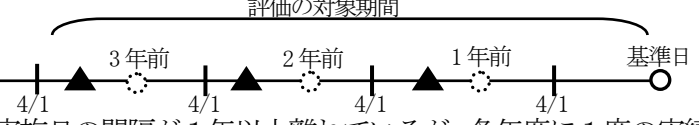


§ 5 様式第8号関係 (企業の地域社会に対する貢献度) (簡易型・標準型)

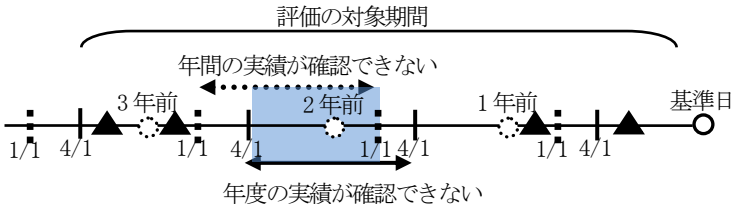
項 目	記 載 留 意 事 項
<p>共 通</p>	<p>1 用紙はA4サイズ1枚(片面)とします。このことが守られない場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p> <p>2 業務種別により様式が分かれていますので注意してください。誤った様式を提出した場合は、当該様式全体を評価しませんので注意してください。</p>
<p>障がい者雇用の実績</p>	<p>1 法定義務のある企業の場合</p> <p>(1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、かつ、<u>1名以上の雇用がある場合</u>に加点対象となりま</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
障がい者雇用の実績	<p>す。</p> <p>(2) <b>確認のための提出書類</b>は、基準日が属する年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書(障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条)の写し(公共職業安定所が確認済みのもの)とします。</p> <p>ただし、基準日が4月1日から7月15日までの入札案件については当該基準日が属する年度の前年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所が確認済みのもの)とします。</p> <p>※障がい者雇用状況報告書の⑪実雇用率が法定雇用率(2.3%)を達成している状況であっても、⑫身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人(不足数なし)の状況であれば、法定義務を達成していると判断する。</p> <p>2 法定義務のない企業の場合</p> <p>(1) 障がい者雇用が1名でもある場合に加点対象となります。</p> <p>(2) <b>確認のための提出書類</b>は、障がい者手帳の写しのほか、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等、障がい者雇用の状況がわかる書類とします。なお、障がい者手帳の写しについてはプライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を、<u>社会保険被保険者証の写し等については個人情報保護の観点から記号、番号及び保険者番号黒で塗りつぶした書類</u>とします。</p>
次世代育成支援 (働く女性応援)	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度「働く女性応援」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、<u>福島県雇用労政課のホームページに掲載されている認定企業一覧で確認するため、提出は不要。</u></p>
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、<u>福島県雇用労政課のホームページに掲載されている認定企業一覧で確認するため、提出は不要。</u></p>
健康経営優良事業所	<p>1 加点対象は、ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、福島県健康づくり推進課のホームページに掲載されている認定事業所一覧で確認するため、提出は不要。</p>
若手・女性技術者の配置	<p>1 加点対象は、若手・女性技術者を配置予定技術者とする場合が対象となります。</p> <p>2 40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者が加点対象となります。</p> <p>3 40歳未満の男性技術者について、基準日の時点で40歳未満であれば加点対象となります。</p> <p>4 様式第7号「配置予定技術者」に記載された技術者が対象となります。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
若手・女性技術者の配置	<p>で、様式第7号の氏名欄に配置技術者の記載が無い場合は、評価しません。</p> <p>5 様式第7号の各評価項目が0点であった場合も、配置予定技術者としての要件（入札参加資格条件等）を満たしている場合、当該評価項目の評価対象とします。</p> <p>6 <b>確認のための提出書類</b>は、社会保険被保険者証等の写し等。          なお、個人情報保護の観点から社会保険被保険者証の写し等については記号、番号及び保険者番号を黒で塗りつぶした書類とします。</p>
同一市町村での業務実績	<p>1 過去10年以内に当該業務箇所と同一の市町村内において公共工事に関する業務の履行実績（<b>§1共通8</b>参照）がある場合に加点対象となります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>2 建築設計業務の実績については、上記に加え、民間発注業務の履行実績も評価対象とします。</p> <p>3 業務の種別は問いません。（同種、類似業務に限定しません。）</p> <p>4 履行実績は、発注者から直接受託した業務に限ります。（再委託業務は評価対象としません。）</p> <p>5 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</p> <p>6 複数市町村にまたがる業務の履行実績の場合、総合評価点評価基準で設定された市町村での履行実績があれば評価対象とします。ただし、「箇所・住所」の欄に同一市町村名の記載がない場合、評価しません。</p> <p>7 <b>確認のための提出書類</b>は、契約書等とします。</p>
入札参加者の所在地	<p>1 様式第1号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>2 様式第1号の代表者氏名と、入札書に記載する（電子入札にあってはICカードに登録された）代表者氏名（以下「入札書の代表者氏名」という。）は同一としてください。なお、電子入札にあって入札書の代表者氏名と様式第1号にある代表者氏名が異なる場合、入札書の代表者氏名から入札参加者の所在地（本店・支店等）を判断し、評価を行います。（詳しくは入札監理課HP内の「電子入札で行う総合評価方式に係る入札参加者の所在地の取扱いについて（お知らせ）」を確認願います。）</p> <p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、<b>支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所</b>であって開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																															
	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）																														
	管内	土木事務所管内（※）																														
	隣接する複数管内	建設事務所管内																														
	県内																															
	全国	県内																														
	※業務箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。																															
災 害 対 応 実 績  （災害復旧工事に関わる 委託業務の履行実績 又は 災害応援協定締結 / 建築物の応急危険度判定 士の資格保有者の雇用状況）	1 測量、調査、土木設計業務の実績の場合 （1）過去10年以内において、福島県内における災害復旧工事（災害査定を申請する箇所）に関して、委託業務の履行実績（§1共通 8参照）がある場合又は災害時における被害状況調査等の応援協定を県と締結している場合に評価対象となります。なお、対象となる応援協定については、福島県災害対策課ホームページの「福島県が締結している災害時における応援協定一覧」をご覧ください。 （2）災害復旧工事に関わる委託業務の履行実績は、国、県、市町村、土地改良区、農協等の発注業務に限りますが、業務の内容は問いません。（同種、類似業務に限定しません。） （3）地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって開札日時時点で有効な福島県工事等請負資格業者名簿に記載された委任先をいいます。 [災害復旧工事に関わる委託業務の履行実績] <table border="1" data-bbox="513 1169 1420 1473"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となる業務箇所</th> <th>評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内（※）</td> <td rowspan="4">過去10年以内に1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> [災害時の応援協定締結] <table border="1" data-bbox="513 1518 1420 1778"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となる応援協定の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内（※）</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> ※業務箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。 （4）確認のための提出書類は、契約書等の写し、協定書等の写しとします。 2 建築設計業務の場合 （1）建築物の応急危険度判定士の資格保有者を、資格保有者となってから1年以上継続雇用している場合に評価しますが、雇用人数によって配点が異なりますので注意してください。 （2）地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、支店・営業所と				地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・支店・営業所）	評価対象となる業務箇所	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内（※）		過去10年以内に1件以上	隣接する複数管内	建設事務所管内		県内	全国	県内		地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・支店・営業所）	評価対象となる応援協定の範囲	管内	土木事務所管内（※）		隣接する複数管内	建設事務所管内		県内	全国	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・支店・営業所）	評価対象となる業務箇所	評価対象となる期間と実績件数																													
管内	土木事務所管内（※）		過去10年以内に1件以上																													
隣接する複数管内	建設事務所管内																															
県内																																
全国	県内																															
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 （本店・支店・営業所）	評価対象となる応援協定の範囲																														
管内	土木事務所管内（※）																															
隣接する複数管内	建設事務所管内																															
県内																																
全国	県内																															

項 目	記 載 留 意 事 項																					
災 害 対 応 実 績	<p>は、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって開札日時時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="513 360 1422 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 360 683 450">地域要件</th> <th data-bbox="683 360 991 450">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)</th> <th data-bbox="991 360 1174 450">評価対象となる期間</th> <th colspan="2" data-bbox="1174 360 1422 405">雇用人数に対する配点</th> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <th data-bbox="1174 405 1291 450">1名</th> <th data-bbox="1291 405 1422 450">2名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 450 683 495">管内</td> <td data-bbox="683 450 991 495">土木事務所管内(※)</td> <td data-bbox="991 450 1174 622" rowspan="4">資格保有者となつてから1年以上の継続雇用</td> <td data-bbox="1174 450 1291 622" rowspan="4">0.5点</td> <td data-bbox="1291 450 1422 622" rowspan="4">1.0点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 495 683 539">隣接する複数管内</td> <td data-bbox="683 495 991 539">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 539 683 584">県内</td> <td data-bbox="683 539 991 584"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 584 683 622">全国</td> <td data-bbox="683 584 991 622">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 確認のための提出書類は、応急危険度判定士認定証、所属建築士の名簿の写しとします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる期間	雇用人数に対する配点					1名	2名以上	管内	土木事務所管内(※)	資格保有者となつてから1年以上の継続雇用	0.5点	1.0点	隣接する複数管内	建設事務所管内	県内		全国	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる期間	雇用人数に対する配点																			
			1名	2名以上																		
管内	土木事務所管内(※)	資格保有者となつてから1年以上の継続雇用	0.5点	1.0点																		
隣接する複数管内	建設事務所管内																					
県内																						
全国	県内																					
ボランティア活動実績	<p>1 過去3年間以上継続して、地域の防災活動への取組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など企業としてのボランティア活動の実績がある場合に評価されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、基準日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。</p> <p>なお、3年間以上継続の実績は年間（1月～12月まで）又は年度（4月～翌年3月まで）のいずれかで確認できればよいものとします。</p> <p>(1) 年度（4月から翌年3月）の実績で3年間以上の継続的な実績が評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 今年度を含め、過去3年度内に1回ずつ継続している場合。</p>  <p>② 基準日から1年以内の実績は無いが、前年度から数えて3箇年度内に1回ずつ継続している場合。</p>  <p>③ 実施日の間隔が1年以上離れているが、各年度に1度の実績が確認できる場合。</p>  <p>(2) 年間（1月～12月）の実績で3年以上の継続的な実績を評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 実施日の間隔は1年以上離れているが、各年単位で実績が確認できる。</p> 																					

項 目	記 載 留 意 事 項																	
ボランティア活動実績	<p>(3) 評価の対象にならない場合</p> <p>① 年度、年間ともに実績が確認できない。</p>  <p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店、支店又は営業所）の活動が対象となります。</p> <p>4 ボランティア活動の評価対象は、企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外です。また、その内容は、客観的に証明される必要があります。</p> <p>5 記載にあたっては、具体的な活動内容とボランティア活動を行った場所の市町村名を必ず記載してください。「ボランティア活動の具体的な内容」欄にボランティア団体の名称しか記載がない場合、評価しませんので注意してください。</p> <p>6 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、<b>支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所</b>であって開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="513 1048 1420 1326"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となるボランティア活動を行った場所</th> <th>評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内（※）</td> <td rowspan="4">過去3年間以上継続して1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※業務箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。</p> <p>7 <b>確認のための提出書類</b>は、活動状況を客観的に証明する書類（地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等）とします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内（※）		過去3年間以上継続して1件以上	隣接する複数管内	建設事務所管内		県内	建設事務所管内		全国	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数															
管内	土木事務所管内（※）		過去3年間以上継続して1件以上															
隣接する複数管内	建設事務所管内																	
県内	建設事務所管内																	
全国	県内																	
消防団への継続加入	<p>1 継続雇用（1年以上）している社員（代表取締役や役員も可）が消防団に継続加入（1年以上）している場合に評価します。</p> <p>2 消防団とは、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受けるものをいいます。（婦人消防団についても、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とします。）</p> <p>3 加入消防団の所在地で評価します。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。</p> <table border="1" data-bbox="513 1792 1420 2078"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th colspan="2">評価対象となる加入消防団の所在地</th> <th rowspan="2">評価対象となる期間</th> </tr> <tr> <th>上位点</th> <th>下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td rowspan="3">土木事務所管内（※）</td> <td rowspan="3">建設事務所管内</td> <td rowspan="4">過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である</td> </tr> <tr> <td>隣接する複数管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間	上位点	下位点	管内	土木事務所管内（※）	建設事務所管内	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である	隣接する複数管内	県内	全国	県内	—		
地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間															
	上位点	下位点																
管内	土木事務所管内（※）	建設事務所管内	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である															
隣接する複数管内																		
県内																		
全国	県内	—																

項 目	記 載 留 意 事 項
消防団への継続加入	<p>※業務箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。</p> <p>5 地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村又は南会津町である場合は、「消防団所在地(市町村名)」欄に所属する分団名まで記載してください。</p> <p>6 <b>確認のための提出書類</b>は、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等1年以上継続雇用していることがわかるもの、及び、消防団員の辞令、団員証、身分証明書等の写し等客観的に1年以上消防団員であることがわかるものとします。</p>

### § 6 様式第9号関係（実施手順、業務計画書）（簡易型提案型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
共 通	<p>1 簡易型提案型の場合は様式第9号（その3）を、標準型の場合は様式第9号（その1）、様式第9号（その2）を提出してください。</p> <p>2 様式第9号（その1～3）に記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS明朝の10ポイント）という文字以上の大きさとしてください。ただし、様式第9号（その1）「3 工程計画」内の文字についてはこの限りではありませんが、判読できない場合、該当する評価項目は評価しません。</p> <p>3 以下に該当する場合、当該様式全てを評価せず0点とします。  (1) 用紙は様式第9号（その1）、様式第9号（その2）、様式第9号（その3）ともA4サイズ各1枚（片面）としますが、このことが守られない場合  (2) 様式の外枠を規定の大きさよりも広げた場合  (3) 文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合  (4) 枠外の標題等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合</p> <p>4 記載内容は簡潔明瞭にしてください。</p>
業務計画（様式第9号（その2）） 1 業務に関係する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法	<p>1 記載事項に対応する技術基準、資料名（「3 業務に利用する技術基準、資料名」欄の記載事項）が番号等で判るように記載してください。</p>
業務計画（様式第9号（その2）） 2 評価テーマに対する対応方針	<p>1 記載事項に対応する技術基準、資料名（「3 業務に利用する技術基準、資料名」欄の記載事項）が番号等で判るように記載してください。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
業務計画 (様式第9号 (その2))  3 業務に利用する技術基準、資料名	1 「1 業務に関する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法」、「2 評価テーマに対する対応方針」欄の記載内容に必要な技術基準、資料名を10件以内で記載してください。 2 記載事項が「1 業務に関する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法」、「2 評価テーマに対する対応方針」欄の記載内容のどの部分に関するか番号等を明示し明確に記載してください。確認できない場合には評価の対象としません。 3 様式第9号 (その2) 「4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績」については、落札候補者となった後、関連資料の提示を求める場合があります。その場合は、関連資料を入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。
業務計画 (様式第9号 (その2))  4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績	1 様式6号に記載した業務の内、特に当該業務の評価テーマに類似した業務実績 (1件) について記載してください。 2 様式6号の概要より詳しく記載してください。 3 落札候補者となった後、関連資料の提示を求める場合があります。その場合は、関連資料を入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。